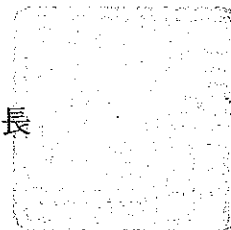




鳥労発基1222第1号
平成27年12月22日

関係事業者団体の代表者 殿

鳥取労働局長



携帯用電気ディスクグラインダーの対策について（要請）

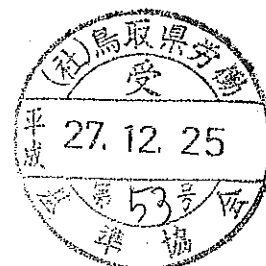
時下、ますます御盛栄のこととお慶び申し上げます。

労働安全衛生法では危険な機械等について厚生労働大臣が定める規格または安全装置を具備していなければ、譲渡、貸与または設置をすることができないこととなっておりますが、下記の携帯用電気ディスクグラインダーについて、この規格を具備していないとの情報がありました。

つきましては、傘下の会員事業場に対して別紙「電子ディスクグラインダの対策について（販売店様向け）」内容を周知していただきますよう、要請いたします。

記

1. 製造事業者 日立工機株式会社
2. 所在地 茨城県ひたちなか市武田1060
3. 対象機械 携帯用電気グラインダー
G13VE形、G13YE2形



重要なお知らせ

電子ディスクグラインダの対策について(販売店様向け)

平素は弊社製品に対しまして格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、下記の電子ディスクグラインダに付属しているホイルガードに、労働安全衛生法で規定されている表示(研削砥石の最高使用周速度、厚さ及び直径)が漏れていることが判明しました。

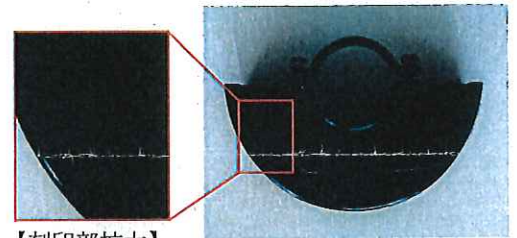
販売店様には、ご迷惑をおかけして誠に申し訳ございませんが、下記の対応を行いますので、何卒、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、表示無しと表示ありのホイルガードは同じ性能(強度・寿命)を有しております。

記

1. 対象製品:電子ディスクグラインダ

形名	販売年月
G13VE	2015年6月～
G13YE2	



【刻印部拡大】

写真1 ホイルガード

2. 対象製品形名の確認方法

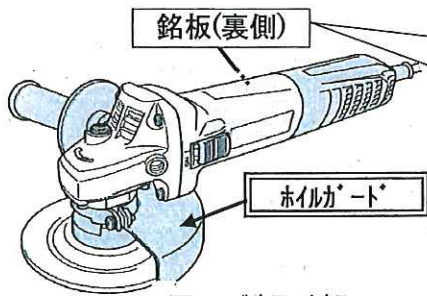


図1 製品外観



図2 銘板

3. 対応 : 所定箇所へ、弊社支店経由で配布するラベル(下図参照)の貼付けをお願い申し上げます。



図3 ラベル

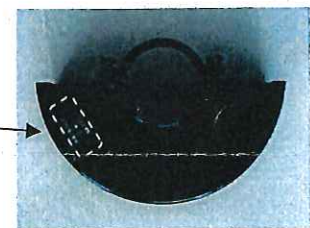


写真2 ラベル貼付位置

4. 対策済品の識別 : 対策済品は大箱および個装箱のPOSコードラベルに黒丸のスタンプを捺印してあります。また、付属のホイルガードをご確認いただき、刻印があれば対策済品です。

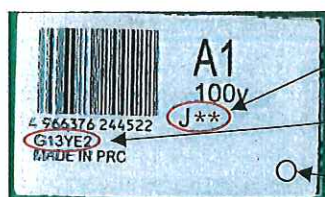


写真3 POSコードラベル

対象作番 : J25~JO5

形名 : G13VE または G13YE2

対策済品の識別 : 黒丸のスタンプ

5. お問い合わせ先

日立工機株式会社 国内営業本部 各支店 または 担当営業までお問い合わせ下さい。